

今月のトピックス

令和7年6月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
東京本社:TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
埼玉支社:TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

※二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます ⇒

【今月の担当:佐藤】



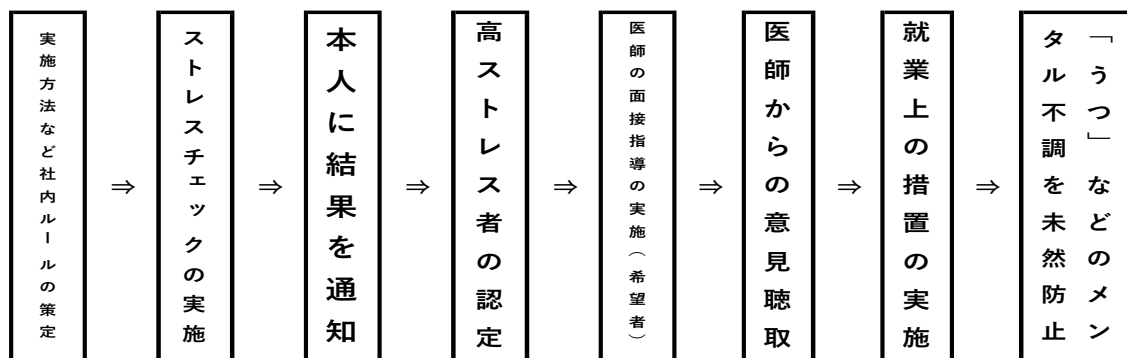
【労働安全衛生法が改正 50 人未満もストレスチェック義務化へ】

職場のメンタルヘルス対策として、ストレスチェック制度を全事業場規模に拡大し、50 人未満規模の適用を努力義務とする現行の特例を、公布日 (R7.5.14) から 3 年以内に廃止することが承認されました。ただし新たに義務となる 50 人未満規模に対しては、監督署への報告義務を課さない方針です。

● ストレスチェックとは…

従業員のストレス状態を把握するための評価手法です。主にアンケート形式で行われ、心理的な負担や職場環境の影響を測定します。このチェックを通じて、従業員自身がストレスレベルを理解し、必要な対策を講じることができます。

《～ストレスチェックの手順～》



● ストレスチェック実施前確認項目

ストレスチェック実施対象者の確認	1 年以上の雇用が見込まれ、所定労働時間が正社員の 3/4 以上であること。
実施時期の検討	実施時期は自由だが年に 1 回の実施が必要。 繁忙期等避けるためにも事前のスケジュール管理を推奨。
実施者の選択	ストレスチェックを実施する者。医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要あり。 外部委託も可能。
実施事務従事者の選択	実施者の補助をする者。質問票の回収、データ入力、結果送付など、 個人情報を取り扱う業務を担当。外部委託も可能。
面接指導申込窓口の設置	医師の面接指導を希望する際の申込窓口の設置および周知が必要。
面接指導実施医師の選択	産業医がいない事業場がストレスチェックを行い面接指導を手配する場合は、 地域産業保健センター のサービスを受けることも可能。 ※面接指導は申出があってから 1 月以内に行う必要あり。
ストレスチェック結果の保管方法	誰がどのように結果を保管、管理するのか（5 年間の保管が義務）。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。